

令和4年4月25日

市場制度ワーキング・グループ事務局 御中

一般社団法人 国際銀行協会  
会長 フィリップ・アヴリル

平素より大変お世話になっております。この度は資料提出の機会をいただきましてありがとうございます。現時点で幣協会が認識しておりますファイア・ウォール規制緩和に関する残課題を下記の通り共有させていただきます。これらは弊協会会員から寄せられたものとなります。今後とも、本件について貴庁と建設的な議論をさせていただければと存じます。

## 記

### 1. いわゆる上場企業等の対象範囲のご検討

- 昨年の改正で「外国法人」に関する非公開の情報が非公開情報から除かれることになりました(業府令第1条第4項第12号)。加えて、外国法人のガバナンス下にある、外国法人の在日子会社も除外の対象に加えることは可能と考えております。また、ファンドビジネスにおいて外国法人のために機能する本邦拠点も同様に考えることができると思料いたします。

### 2. 親法人等・子法人等における情報授受規制の緩和

- 弊害防止措置規制・情報授受規制は、同一金融グループ内の証券会社・銀行間のみならず、証券会社・銀行以外の業態の企業間においても適用されます。後者の場合は緩和の余地があるのではと考えております。

### 3. 非公開情報の定義・解釈のご検討

- 現在実務では、非公開情報(業府令第1条第4項第12号)は“顧客口座が存在するという事実”を含むという解釈に基づき執り行われているケースが多いのですが、そのようなケースでは実務上の障害が存在しています。かかる障害がなくなることを希望いたします。

### 4. 外務員二重登録の件

- この論点については、昨年貴庁が公表された第二次報告24頁にて言及されております。この論点におきましても実務上の障害が存在することから、建設的な議論を貴庁と行えることを要望いたします。

以上